

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第18号

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例
(静岡県情報公開条例の一部改正)

第1条 静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「公立大学法人等」という。)並びに静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社(以下「地方三公社」という。)をいう。 2 (略)	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、 <u>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学</u> 及び地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「公立大学法人等」という。)並びに静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社(以下「地方三公社」という。)をいう。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者並びに静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者並びに静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、 <u>公立大学法人静岡社会健康医学大学</u>

構（以下「公立大学法人等」という。）をいう。 2～9（略）	<u>院大学</u> 及び地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「公立大学法人等」という。）をいう。 2～9（略）
----------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第3条 静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県の機関等 地方自治法第2編第7章の規定により設置される執行機関、議会、地方公営企業法第7条の規定により設置される管理者、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたもの又は静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学若しくは地方独立行政法人静岡県立病院機構若しくはこれらの理事長をいう。</p> <p>(3)～(10)（略）</p> <p>（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</p> <p>第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関等（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びにこれらの理事長（次項において「静岡県公立大学法人等」という。）を除く。）が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県の機関等 地方自治法第2編第7章の規定により設置される執行機関、議会、地方公営企業法第7条の規定により設置される管理者、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたもの又は静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、<u>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学</u>若しくは地方独立行政法人静岡県立病院機構若しくはこれらの理事長をいう。</p> <p>(3)～(10)（略）</p> <p>（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</p> <p>第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関等（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、<u>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学</u>及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びにこれらの理事長（次項において「静岡県公立大学法人等」という。）を除く。）が電子情報処理組織を使用して行わ</p>

知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 前項の規定は、静岡県公立大学法人等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「静岡県公立大学法人の理事長、公立大学法人静岡文化芸術大学の理事長及び地方独立行政法人静岡県立病院機構の理事長」と、「県の機関等（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びにこれらの理事長（次項において「静岡県公立大学法人等」という。）を除く。）」とあるのは「それぞれ静岡県公立大学法人及びその理事長、公立大学法人静岡文化芸術大学及びその理事長並びに地方独立行政法人静岡県立病院機構及びその理事長」と読み替えるものとする。

せ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 前項の規定は、静岡県公立大学法人等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「静岡県公立大学法人の理事長、公立大学法人静岡文化芸術大学の理事長、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の理事長及び地方独立行政法人静岡県立病院機構の理事長」と、「県の機関等（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びにこれらの理事長（次項において「静岡県公立大学法人等」という。）を除く。）」とあるのは「それぞれ静岡県公立大学法人及びその理事長、公立大学法人静岡文化芸術大学及びその理事長、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及びその理事長並びに地方独立行政法人静岡県立病院機構及びその理事長」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第4条 静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年静岡県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電磁的記録による保存) 第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該条例等を所管する県の機関（県の機関等の	(電磁的記録による保存) 第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該条例等を所管する県の機関（県の機関等の

うち、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びにこれらの理事長を除いたものをいう。以下同じ。)が別に定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、当該県の機関の定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 (略)

うち、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びにこれらの理事長を除いたものをいう。以下同じ。)が別に定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、当該県の機関の定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行する。
(静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施機関(改正前の静岡県情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書(改正後の静岡県情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)第2条第2項の公文書をいう。)とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧情報公開条例第5条の規定による開示請求であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新情報公開条例第5条の規定により公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対してされた開示の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧情報公開条例第11条各項の決定であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が行った新情報公開条例第11条各項の決定とみなす。
(静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に実施機関(改正前の静岡県個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報(旧個人情報保護条例第2条第2項の個人情報をいう。)であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が組織的に利用するものとして公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が保有することとなる

ものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報（改正後の静岡県個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第2条第5項の保有個人情報をいう。）とみなす。

- 6 この条例の施行の際現にされている旧個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対してされた開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に効力を有する旧個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が行った新個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定とみなす。